

# アジア各国の特許審査動向



会員 朝日奈 宗太

## 要 約

近年、中国は目覚ましい経済発展をとげており、そのさなか中国専利法の第三次改正が施行されようとしている。第三次改正が施行される前から、新規性・進歩性・記載要件についての審査官の判断が年々厳しくなっている。我々が数年前と同じ感覚では、今後さらに増加するであろう中国出願で拒絶理由が通知されたときに適切な対応はできないだろう。そこで、中国をはじめとする韓国、中華民国等のアジアの中で比較的重要といえる国の審査動向を含め、具体的な事例をまじえて解説したい。

## 目 次

1. 中国
  - 1.1 特許制度の概要
  - 1.2 特許要件
  - 1.3 記載要件
  - 1.4 出願段階
  - 1.5 審査段階
  - 1.6 審判段階
  - 1.7 専利法の改正動向
2. 香港
3. 韓国
  - 3.1 特許の種類
  - 3.2 審査について
  - 3.3 新規性、進歩性、記載要件について
4. 中華民国（台湾）
  - 4.1 特許要件
  - 4.2 審査について
5. インド
6. その他のアジアの国
  - 6.1 マレーシア
  - 6.2 シンガポール
  - 6.3 インドネシア
  - 6.4 フィリピン
  - 6.5 ベトナム
  - 6.6 タイ
7. 出願件数一覧表

## 1. 中 国

### 1.1 特許制度の概要

昨年末に採択・公布された中国専利法の改正法案が、2009年10月1日から施行されることとなっている。

この改正は、1992年の第一次改正、2000年の第二次改正に続く第三次改正といわれている。この第三次改正の中身は、特許要件、強制通常実施権の拡大、権利行使に関する規定など多岐に亘っている。以下、第三次改正について触れながら、現行の中国専利法の審査動向について解説する。

中国専利法の主な特徴としては、①先願主義、②審査主義と無審査主義の併用、③審査請求制度および出願公開制度、④審判制度、⑤一つの法律で3種類（発明、实用新型および外観設計）の客体をカバーすること、があげられ、工業先進国の特許制度に類似している。⑤について簡単に触れると、中国専利法は発明創造について専利権を付与するが、「発明創造」には発明だけでなく实用新型および外観設計の創作が含まれ、たとえば、アメリカ特許法が植物特許や意匠特許をも併せて規定しているのに類似する法制を採用している。

発明専利はわが国の特許に相当する。实用新型専利は製品の形状などの革新設計方案に対して与えられ、創造性（進歩性）の要件は発明専利ほど高くないという点でわが国の実用新案に類似すると思われる。なお第三次改正では、これまで専利法実施細則に規定されていた発明、实用新型、外観設計の定義が専利法で定義される予定である（§2）。

### 1.2 特許要件

専利権を付与する発明、实用新型は新規性、創造性および実用性を備えていなければならない（§22）。また、不特許事由に該当していないことも要件となっ

ている。

新規性とは、出願日以前に同一の発明や実用新型が、①内外国の出版物に公に発表されていないこと、②中国国内で公知公用となっていないこと、および③公開または公告された先願の明細書中に記載されていないことをいう。わが国の特許法第29条および第29条の2の規定に対応する規定である。公知公用については、第三次改正により世界主義がとられるようである。また、この改正では抵触出願の主体が「他人の」から「いかなる機関、組織または個人」にまで拡大され、自己の先願であっても後願にとって新規性喪失事由となるようである。つまり、わが国の特許法第29条の2と異なり、出願人が同一であっても後願は拒絶されることになる。

発明は従来技術に対して際立った実質的特徴と顕著な進歩が要求される。これを創造性という。実用新型は単なる実質的特徴と進歩性だけが要求される。わが国でいう進歩性と同様の概念であると思われる。創造性の有無は、①格別の実質的な特徴を有すること、および②顕著な進歩を有することの二つの要件を満たすか否かによって判断される（§22）。審査基準によると、格別の実質的な特徴とは発明が当業者にとって自明でないことをいい、顕著な進歩とは発明が有利な技術的效果を奏することをいう。

たとえば、米国のKSR事件（82 USPQ2d 1385）について中国の特許事務所の仲間内で検討会をおこなった結果、創造性なしとする見解となったようである。検討内容は次のようなものだ。本件特許（US6,237,565）のクレーム4（以下、本件発明という）と引用文献1（US5,010,782）とを比較したところ、その相違点は、本件発明は「ブラケットに装着され、車両システムを制御するための電子制御装置が採用され、電子制御装置はピボットに応じてアクセルペダルアーム位置に対応する信号を提供する」が、引用文献にはその開示がなく、「機械的に接続された調整可能なアクセルペダル装置」を開示している点のみである。しかし、「引用文献1に記載されたブラケット上のアクセルペダルアームの回転中心としてのピボットの位置に電子制御装置を装着することにより、ピボットに応じてアクセルペダルアーム位置に対応する信号を提供すること」が引用文献2に示唆されている。したがって、当業者は引用文献1と2とを組み合わせて本件発明に至る動機付けが存在する。つまり、本件発明は先行技術に対

して格別の実質的な特徴を有しているとはいえないから当業者にとって自明である。また、予想外の技術的效果を奏することもないから顕著な進歩もない。よって、創造性はないという結論となったようだ。

また、Pfizer事件（Pfizer v. Apotex, Inc., 488 F.3d 1377（Fed. Cir. 2007））についても創造性なしと判断される可能性が高いという見解となったようである。その理由は以下のようである。本件特許にかかわるベシル酸アムロジピンは、先行技術に類似の構造が開示されている。このような場合、本件特許発明に予想外の用途または効果がなければ、創造性ありと判断されることはない。しかし、溶解性、安定性、非吸湿性、加工性などといった本件特許発明の効果は、ベシル酸が有する効果としてこの技術分野ではよく知られている。したがって、本件特許発明は予想外の技術的效果を奏するとはいえないため、顕著な進歩はない。よって、創造性はないという結論となったようだ。ただし、ベシル酸塩から本件特許にかかわるベシル酸アムロジピンを得ることが当業者にとって容易でない場合、創造性ありと判断される可能性もあるだろうということであった。

実用性とは、その発明または実用新型が十分に製造または使用されることができ、かつ積極的な効果を十分に得られることをいう。つまり現実に有用であることが要求され、この点でわが国の「産業上の利用性」と異なる。

不特許事由としては、①国家の法律、社会の公徳に違反または公共の利益を害する発明創造、②科学的発見、③知的活動の法則および方法、④コンピュータプログラム（ハードウェアと結合したソフトウェアを除く）、⑤病気の診断および治療方法、⑥動物および植物品種（ただし、製造方法は専利権により保護される）、および⑦原子核変換の方法によりえられる物質、があげられる。なお、第三次改正では、法令に違反した遺伝資源に依存した発明専利出願については権利を付与しないことが明記される見込みである（§5）。そのため、出願人には遺伝資源の出所の説明責任が課せられる（§26）。

### 1.3 記載要件

専利出願をする場合、願書、明細書および権利請求の範囲などの書類を提出する（§26）。専利法および専利法実施細則は、請求の範囲の記載が明細書を根拠としていること（サポート要件）、明確であること（明

確性要件)などの要件を定めており、また、明細書の記載は当業者が実現できることを基準としなければならない(十分開示要件)と定めている(§ 26)。

### (1) サポート要件

サポート要件違反の3類型が審査基準に示されている。①請求の範囲または明細書に不備があるため、両者が不一致となる。②請求の範囲が広すぎる(上位概念など)ため、当業者が明細書に記載された以外の形態においても、その解決しようとする課題を解決でき、同一の効果を奏することを読み取ることができないか、その範囲に含まれる1または2以上の形態が、その解決しようとする課題を解決し、同一の効果を奏することができないと疑う傾向にある。③請求の範囲が機能的に記載されている。

上位概念または機能的記載によって請求の範囲に記載された構成要件が明細書により裏付けられているか否かについての判断は、その構成要件の先行技術に対する貢献度によって異なるようである。つまり、先行技術に対する貢献がその構成要件にある場合にはサポート要件は厳しく判断され、逆に先行技術への貢献がない場合にはサポート要件は比較的ゆるく判断されるようである。また、請求の範囲の記載が明細書により裏付けられているか否かは、実施例の数とはあまり関係なく、請求の範囲をサポートできていれば実施例が1つしかなくてもよいようだ。

請求の範囲に記載された上位概念の用語が明細書に記載された下位概念によってサポートされているか否かについて、中国の弁理士による説明を簡単に紹介する。明細書には「ガラス」、「光通過プラスチックプレート」、「光通過プラスチックフィルム」という3つの下位概念が記載され、請求の範囲にはそれらの上位概念として「光通過材料」が記載されていたとする。これら下位概念は光通過という点で共通し、「ガラス」と「光通過プラスチックプレート」とは硬質という点で共通している。発明が解決しようとする課題が「雨を遮るが光を遮らない」ことにある場合には先ほどの3つの下位概念は「光通過」という共通の性質があるので、上位概念「光通過材料」は明細書に支持され、サポート要件を満たす。一方、解決しようとする課題が「光を遮らずに上部を支える」にある場合は、上位概念「光通過材料」はサポート要件を満たさないととなる。明細書に記載された下位概念の光通過プラスチックフィルムは「光通過」ではあるが、「材料が硬質」ではない

から、というのが理由のようだ。

機能的に記載された構成要件の技術的範囲は、審査過程では、新規性や創造性、サポート要件の判断時にも、その機能を実現できるあらゆる実施の形態を含むと理解される。一方、権利行使の際には、機能的記載は記載された文言にしたがって、その機能を実現できるあらゆる実施の形態を含むと理解すべきではなく、明細書に記載されたその機能を実現する実施の形態に限られると理解されているようだ。裁判所では、「侵害判断の際には、機能的記載は明細書に記載されている実施の形態およびそれと均等な形態のみを含むと理解すべきである」(北京高裁, (2006)高民終字第367号)や、「その技術的範囲は、明細書に記載されている実施の形態およびそれと均等な形態のみを含むと理解すべきであり、当該機能を実現できるあらゆる形態を含むと理解してはならない」(北京高裁 (2006) 高行終字第262号判決書)と解釈されているようである。

また、機能的に記載された構成要件について、たとえば、① means for determining whether A is larger than B, ② determining unit for determining whether A is larger than B, と各々に記載された2つの請求項が同時に存在したとする。それら2つの請求項の他の構成要件に違いがない場合、これら2つの請求項は同一の技術的範囲を有するため、簡潔でないと指摘され(実施細則第20条第1項)、いずれか一方を削除する必要があるようだ。

### (2) 明確性

具体的な実施の形態だけでなく、それを含む上位概念について保護を求める場合、請求の範囲は抽象的になりやすい。たとえば「変圧器を備えた装置。」という記載は、この請求の範囲にかかわる装置がどのような装置なのか判断できないため、審査官から不明確であると指摘されたようだ。そのほか不明確の要因となりやすい用語として、高温・厚い・狭い(意味が曖昧)、約・ほぼ、実質的に(技術的範囲が不明確)、特に・例えば・好ましい(請求の範囲を多義的なものにしていく)、などがある。

化学分野では、請求の範囲に百分率を記載する際、その百分率のカテゴリー(重量、体積またはモル百分率)も記載しておく必要がある。そうしなければ、請求の範囲が不明確であるとして拒絶される。明細書にも百分率のカテゴリーが記載されていない場合、請求の範囲を補正する根拠がなくなるおそれがあるので注

意が必要である。また、図面符号、数式、化学式以外のものを括弧書きにして請求の範囲に記載することは化学分野の PCT 出願によく見られる。しかし、そのような記載は不明確であるとして拒絶される。たとえば、「Rm (m は 1, 2 または 3 である)」があげられる。

複数の意味を持つ用語について、該当する技術分野で通常理解される意味でなく使用する場合、明細書にその意味がはっきり記載されていれば認められるようだ(無効審判 WX11779 (2008 年 6 月 24 日))。さらに、その用語の意味に関する説明を請求の範囲にも記載したほうがより良い。明細書を参酌しなくとも請求の範囲のみで意味が明確になるからである。

マルチ-マルチクレームは認められない(実施細則第 23 条 2 項)。しかし、これは方式要件であるため、拒絶査定理由とはならない。一方、発明の数を減らさずにマルチ-マルチクレームを解消したうで出願した場合、請求項の数が増えて手数料が増加する。請求項の数を増やさない場合には発明の数が少なくなる結果、拒絶理由通知に対する応答時の補正に影響することがあるので注意が必要だ。つまり、請求の範囲に根拠がなくなってしまうことによって補正が新規事項の追加と判断されるおそれが生じるのである。これを避けるためにマルチ-マルチクレームは出願時には補正せずに、出願後の適宜な時期に補正することがプラクティスとして行われているようだ。

請求の範囲に「前記+名詞」、たとえば「前記ディスプレイ」と記載する場合、その用語の前に「ディスプレイ」が記載されていなければならない。そうでない場合、請求の範囲は不明確であるとして拒絶される。この点は非常に厳しく審査されており、「前記」の後の用語は、その前に記載された用語と完全に同一でなければならないと考えている審査官もいるようだ。たとえば、請求の範囲に「A が B より大きいか否かを判断する工程」という記載があった場合において、その後「前記判断工程」と記載することは認められないことがある。

方法の発明の各工程の順序についても留意する必要がある。通常、方法の発明の各工程は、請求の範囲の記載順序にしたがって順に行うと理解されるようである。そのため、従属請求項において新しい工程を限定する場合、限定される工程とその前の工程との順序に注意する必要がある。たとえば、請求項 1 が「工程 A, B, C および D を含む方法」である場合において、それ

に従属する請求項 2 が「さらに工程 E を含む請求項 1 に記載の方法」であるとき、請求項 2 の工程 E は通常、請求項 1 の工程 D の後に行うものであると理解される。もし工程 E が工程 B と C の間に入るならば、請求項 2 においてその点を明記しておく必要があるだろう。そのような予防策をしておかないと、請求項 2 は不明確であるとして拒絶されてしまう可能性が残る。ただし、必ずしも各工程が記載順序にしたがって順に行うと理解されるわけではなく、各工程の順序がどのように理解されるかは明細書の記載や当業者の理解によって決まることもある。

#### 物理的・化学的パラメータ

物の発明について、構造によりその物をはっきり表すことができない場合には、物理的・化学的パラメータにより特定することができる。パラメータにより特定する場合、そのパラメータは当業者が明細書または技術常識から明確かつ確実に導き出せるものでなければならず、そうでない場合、請求の範囲が不明確であるとして拒絶されるようである。また、物理的・化学的パラメータにより物を特定する場合、得られるパラメータは測定条件によって異なる可能性がある。そのため、パラメータだけでなく測定条件も記載しておく必要がある。たとえば、「引張り強さが少なくとも 0.6gm/d で、伸び率が少なくとも 400% である繊維」という繊維にかかわる物の発明があった。しかし、このような記載では、引張り強さおよび伸び率がどのような条件で測定されたのか不明なために、温度・湿度・速度によって全く異なる引張り強さや伸び率が得られる可能性のあることが当業者の常識であると判断され、その結果、請求の範囲の記載が不明確であるとして拒絶されたようだ。

#### プロダクト・バイ・プロセス・クレーム (方法的記載による物のクレーム)

物の発明について、構造とパラメータのいずれによってもその物を明確に説明できない場合にのみ、プロセスによって特定できると審査基準には記載されている。プロセスによって物を特定する際には、当業者がその技術的範囲を理解でき、特定できる程度に明確に記載しなければならない。請求の範囲がそのように記載されていなかったために、請求の範囲の技術的範囲が不明確であると判断された審決がある(拒絶査定不服審判 FS10804 (2007 年 6 月 6 日))。

プロセスを含む物の発明の新規性および創造性の

判断は、そのプロセスと従来のプロセスとの違いだけでなく、そのプロセスによって特定される物と従来の物との違いも考慮しなければならない（無効審判 WX10885(2007年12月24日)）。なお、実用新型の場合、審査基準改正前は、新規性および創造性の判断時にプロセスは考慮されなかったが（北京一中裁，（2006）一中行初字第274号），審査基準改正後はプロセスも考慮すべき要素となっているようだ（審査基準第4部分第6章第2，3節）。

権利行使の際には、プロセスを含む物の発明については、そのプロセスも技術的範囲の一部であると理解すべきである（北京一中裁，（2006）一中民初字第1829号）と判旨した裁判例がある。たとえば、請求項がA，B，C（そのうち，Aは方法aで作製された物である）を含み，イ号製品もA，B，Cを含むと仮定する。この場合，イ号製品のAが方法aで作製された物であることを証明できなければ，侵害は成立しないという解釈となるようだ。イ号製品のAが方法aで作製された物であることを証明する立証責任は通常，権利者側にある。しかし，それを証明するのは非常に難しいだろう。

### 誤訳

誤訳の原因は多い。弁理士の専門知識には限りがある一方，依頼される出願にかかわる技術は多様で，なかには非常に専門的な先端技術もある。また，技術用語，特に，特定の意味を有する技術用語も誤訳されやすく，長すぎる文章，複雑な修飾関係，各代名詞がそれぞれ何を指しているかが不明確な場合は誤訳されやすいので，注意が必要である。

### (3) 独立請求項における必要な技術的特徴の記載

独立請求項には，発明が解決しようとする課題を解決するために必要な技術的特徴を記載しなければならない。

必要な技術的特徴の欠如はよく拒絶理由としてあげられる。必要な技術的特徴であるかどうか判断するには，明細書全体の内容を考慮すべきで，最適な実施例における技術的特徴を不可欠な技術的特徴と簡単に認定すべき性質のものではない。たとえば，独立請求項1には必要な技術的特徴が欠如していると指摘し，従属請求項2と従属請求項5の一部の技術的特徴を請求項1に追加するように勧める審査官がいたとする。この場合，本発明の目的（解決しようとする課題）を考慮して，審査官に提案された技術的特徴が課題を解決

するのに不可欠であるかどうかを判断したうえで対応する必要がある。というのも，審査官は適当な引例を発見できなかったために，この拒絶理由を出す場合が多いらしいのである。指摘された技術的特徴が必要な技術的特徴ではないという反論だけで応答した結果，成功する例も少なくないようである。

### (4) 十分開示

十分開示について，当業者が実施することができる程度に，明瞭かつ十分に記載しなければならない（§26）。「実施することができる」とは，当業者が明細書の記載に基づき，明細書の発明を実施し，その課題を解決し，さらに所望の効果を達成することができることをいう。以下に留意点を紹介する。

①化学物質について，その物質の確認方法，製造方法および用途を明細書に記載しなければならず，その物質の製造方法のみを記載しただけでは不十分である。たとえば，ハイパーブランチ型シリコーン基高分子光開始剤に関する発明の事案では，明細書に光開始剤の原材料，製造方法および用途しか記載されておらず，当業者にその光開始剤を明確に確認させるための光開始剤自体の構造，組成などが記載されていなかった。その結果，出願にかかわるハイパーブランチ型シリコーン基高分子光開始剤を確認することができないという理由により，明細書の開示が不十分と判断されたようである。

②明細書に，自ら定義した用語もしくは発明が属する技術分野の公知用語でない用語が記載され，またはその分野の公知用語の通常の意味以外の意味で用いられた結果，当業者が明細書の記載によってはその技術用語の意味を明確に読み取れない場合がある。たとえば，帯電防止ゴムローラに関する発明の事案では，明細書に高分子改質剤が記載されていたものの，この高分子改質剤はどのような物質であるか具体的に記載されていなかった。その結果，当業者はこの高分子改質剤の組成を理解できないとして明細書の開示が不十分と判断されてしまったようである。同じような理由で明細書の開示が不十分であると判断された結果，発明専利権が無効とされた判例（北京高裁，（2008）高行終字第208号）がある。

③明細書において，非公知商品名および非公知商標によって物を特定する場合（商品名および商標により特定するしかない場合を除き，商品名および商標によって物を特定することはなるべく避けたほうがよ

い)、その型番、規格、性能およびメーカー名を記載しなければならない。必要に応じて、組成を説明すべき場合もある。

④請求の範囲における機能的記載について、十分開示の観点から当業者がその記載に基づいてその機能を実現できるように、その機能を実現する複数の異なる実施例を明細書に記載すべきである。

現在、知識産権庁は、サポート要件違反のような実質的な不備だけでなく、明確性に関する記載不備についても厳しく審査している。したがって、中国で短期間かつ低コストで、権利行使が可能な安定した専利権を取得するには、内容だけでなく文全体が明確となるような請求の範囲および明細書を作成することが非常に重要である。

## 1.4 出願段階

### (1) 発明および出願の主体

専利出願権は発明者に帰属する (§ 6)。したがって、発明者個人の出願が認められている。ただし、これは非職務発明についてである。職務発明については、出願権そのものが所属単位に帰属する (§ 6)。ただし、職務発明の専利出願権の帰属については、その所属単位とその発明者とが予め約束することができる (§ 6)。職務発明とは「所属単位の任務を執行し、または主として所属単位の物質的条件を利用して完成された」発明 (§ 6) である。職務発明者には、当該専利権の所有単位から報奨が与えられる (§ 16, 実施細則 § 74, 75, 76)。また、国営企業が所有する権利については、国家あるいは公衆の利益に重要な意義をもつ場合、國務院の関係主務官庁および省、自治区、直轄市の人民政府は国家計画にもとづいて、指定した単位に実施を認める権限を有する (§ 14)。

外国人または外国企業は、2 国間条約または互惠の原則により専利を受けうる。また、パリ条約加盟にともない、パリ条約の同盟国民、準同盟国民であれば専利を受けることができる (§ 18)。現行法では、外国人が出願する場合、國務院の指定する代理機関に委任をしなければならない (§ 19)。しかし、第三次改正により上記の指定制度が廃止され、中国に住所を有しない外国の企業などは國務院の指定する以外の代理機関に委任できるようになる。なお、第三次改正では、外国人への専利出願権または発明専利権の譲渡に関する規制が緩和される予定である (§ 10)。

### (2) 出願手続

発明専利、実用新型専利の出願依頼時に必要な書類には、①委任状、②願書、③請求の範囲、④要約、⑤明細書、⑥図面 (あるなら)、⑦技術水準を示す資料、がある。なお、実施規則によれば、発明の名称は原則として、中国語 (漢字) で 25 文字以内に制限されている。ただし、化合物などの名称を含むためどうしても長くなってしまふものについては、例外的に 25 文字を超えても認められるようである。

微生物を利用する発明の場合には、次のことが決められている。①通常の「特許願」ではなく、「微生物関係の特許願」を用いる。②出願日より 4 ヶ月以内に、菌株の寄託者または菌株が公知であることを証明する書類 (カタログの場合は公証が必要) を提出する (4 ヶ月以内に提出しない場合は、寄託がされなかったものとみなされる)。

パリ条約にもとづく優先権主張が認められる (§ 29)。優先権主張は出願と同時にしなければならない。優先権証明書の提出は出願日より 3 ヶ月以内にする必要がある (§ 30)。優先権証明書の翻訳文は不要であるが、同一発明について 2 以上の出願があった場合などの特別な場合、知識産権庁がその提出を求めることもある。また、知識産権庁に提出した発明専利または実用新型専利の先の出願と同一の主題についての同一人による出願は、先の出願の出願日から 12 ヶ月以内であればその国内優先権を主張することができる (§ 29)。

### (3) 発明専利と実用新型専利の関係

中国では出願形式の変更は認められていない (例えば、発明専利→実用新型専利)。しかし、発明専利または実用新型専利の出願に基づいた国内優先権の主張をした場合、発明専利を実用新型専利の出願に、実用新型専利を発明専利の出願に変更することが可能である。ただし、意匠はこのような変更の対象外である。また、同一の主題事項に関して、同時に発明専利および実用新型専利の両方を出願することができる。これに関しては、法的な根拠はなく、中国特許庁が実務上認めてきたことである。なお、第三次改正では、同一の出願人が同一の発明創造について同日に発明専利と実用新型専利の出願をした場合、先に取得した実用新型専利権を放棄することにより発明専利権を取得することが法文に明記される見込みである (§ 9)。

## 1.5 審査段階

実用新型特許の出願については無審査で権利付与される。一方、発明特許については審査主義が採用され、出願公開制度、出願審査の請求制度も採用されている。

出願はまず方式審査が行われ、方式に不備があれば補正が指令される。応答しなければ出願取下げとされる。その後、出願内容が国の安全または重大な利益にかかわり、秘密にする必要があるか否か（§ 4）、不特許事由に該当するか否か（§ 25）が審査される。その後IPC分類が付与され、出願の日から1年6月後に出願の内容が公開される（§ 34）。出願人の請求があれば、前記期間よりも早い出願公開がなされうる（§ 34）。

実体審査は出願審査の請求があったものについてのみ行われる。出願審査の請求は出願日から3年以内に行わなければならない。ただし、優先権主張をともなう場合は優先日から起算されるので、注意を要する。出願審査の請求をなすのは出願人だけであり、第三者はその手続をすることができない。もっとも、知識産権庁は必要があると認めるときは、出願審査の請求を待たずに独自に審査をすることもできる（§ 35）。

出願審査の請求をするときには、出願日前におけるその発明と関連のある参考資料を提出しなければならない。また対応外国出願がある場合、知識産権庁は、当該国がその出願審査のために引き出した資料または審査結果の資料を、指定期間内に提出するように出願人に要求することができ、正当な理由がないのにこれを提出しない場合、出願は取り下げたものとされる（§ 36）。以前は、知識産権庁が審査のための資料を十分に有していなかったため、対応外国出願がある場合は関連する資料の提出を要求されたが、今日においては、そのような要求をされることはほとんどなくなった。

対応外国出願に関し提出すべき資料の範囲は、出願審査の請求時点における対応外国出願（中国出願日以後になした外国出願も含む）におけるサーチレポート、オフィスアクションなどのコピーおよびそれらの中で引用された文献（公報であればその番号および日付などのデータのみで充分であるが、その他の文献であれば、そのコピー）である。また、このような対応外国出願についての資料の提出義務は、出願審査の請求後も出願人に課せられるようであるため、その後が発生した外国出願におけるオフィスアクションについても

報告する必要がある。

実体審査によって特許要件が満たされていないと判断された場合は、拒絶理由通知が発せられ、これに対しては意見書、補正書を提出することができる。なお、出願人が指定期間内に正当な理由なく答弁しないときは、出願は取り下げられたものとされる。拒絶理由通知の発行は1件の出願につき平均2回程度であるようだ。応答期間は4ヵ月である。拒絶理由が発見されない場合は、特許権を付与する決定がなされ、出願人による特許料などの納付を条件に、特許証を交付しその登録および公告がなされる（§ 39）。

特許付与決定後に特許料などを納付せず、出願が放棄されたときみなされた場合、知識産権庁より「出願を放棄したときみなされる」旨の通知が来る。この通知の日から2ヵ月以内であれば、出願を回復させることが可能である。

### (1) 補正

自発補正をすることができる時期は、発明特許では出願審査の請求時および実体審査段階に入る通知書受領日より3ヵ月以内である。実用新型では出願日より2ヵ月以内に自発補正をすることができる。拒絶理由通知を受領してから補正をする場合、通知書の要求にしたがって補正を行わなければならない。

補正は、元の明細書（図面を含む）および請求の範囲に記載された範囲内であることができる（§ 33）。具体的には、元の明細書と請求の範囲に記載されているか、明細書と請求の範囲の記載内容から直接、異議なく特定できる内容でなければならない。しかし、①独立請求項の技術的特徴を削除することにより、権利を請求する範囲を拡大する補正、②独立請求項の技術的特徴を変えて、権利を請求する範囲を拡大する補正、③元の請求の範囲に記載された発明との間で単一性が欠如してしまっている補正、および④元の請求項に記載のない新しい技術方案にかかわる独立請求項を加えるような補正、は認められない。③については、明細書のみに記載された技術内容を補正後の請求の範囲に加える場合に注意が必要である。たとえば、明細書に自転車のシートとハンドルが記載され、請求項に自転車のシートのみ記載されていた場合において、自転車のシートにかかわる発明に対して進歩性がないという拒絶理由通知があり、自転車のシートを請求項から削除し、ハンドルの請求項に変更するような補正は審査プロセスを節約できないという理由から認められない

ようである。

拒絶理由通知段階における補正について、審査官は補正の要件を非常に厳しく要求するようなので注意が必要である。第1回目の拒絶理由通知に回答して補正した場合に、その約半数が補正の要件を満たさないと審査官から指摘されているようである。補正内容の根拠となる明細書の記載箇所を示すか、補正内容が明細書に明示されていない場合に明細書と請求項の元の記載内容から直接、異議なく特定できる理由を述べておくことが予防策として必要であろう。

補正に関連して権利化後の訂正について少し触れる。日本と異なって中国には訂正制度がない。そのため、発明専利権を取得した後、請求の範囲を修正できるのは無効審判係属中に限られる。それに加えて、修正は請求項の削除か請求項の併合に限られている。したがって、権利付与後に、①明細書の記載に基づき、請求の範囲の明らかな誤記を修正する、②請求の範囲の記載にサポート要件違反があったので、請求項に記載された上位概念を明細書のみに記載された下位概念に変更する、または③請求の範囲が必要な技術的特徴を欠くため、明細書に記載された事項を請求項に追加する、といったような修正は認められない。予防策としては、請求の範囲に記載不備がないことは当然だが、請求の範囲に上位概念、機能的記載などがある場合、または必要な技術的特徴を欠く可能性がある場合、それらをさらに限定した内容の従属請求項を用意しておくことがあげられる。これにより、無効審判において特許請求の範囲の修正が可能となる。

## (2) 分割出願

出願が発明の単一性を満たしていない場合は、分割出願をすることができる。出願を分割できる時期は原出願が取り下げられるまで、または権利付与通知を受け取った日から2ヵ月以内である。なお、分割出願をさらに分割することができる時期は、分割出願（子出願）が取り下げられるまで、または分割出願について権利付与通知を受け取った日から2ヵ月以内といった要件を満たすことに加えて、原出願（親出願）自体も前記要件を満たさなければならない点に注意が必要である。

## 1.6 審判段階

知識産権庁は審判委員会を設置している。出願拒絶の決定について不服があるときは、拒絶決定の通知を受取った日から3ヵ月以内に審判委員会に審判(覆審)

請求をすることができる。審判請求と同時に実質的な理由も述べなければならないが、審判手続中に理由の補正という形で請求の範囲の補正も可能なようである。覆審は3人または5人の審判官の合議体で構成され、原則として書面主義による審理が行なわれる。なお審判請求時に補正をしなくても、必ず前置審査に付されるという点で、わが国の拒絶査定不服審判とは異なる。

請求人による補正の機会は審判係属中に少なくとも1回（合議体による覆審通知書に対する応答時）は確保されている。覆審請求後の補正は、①請求の範囲の拡大、②補正前の請求項と単一性のない請求項への変更、③請求項の増加、および④拒絶理由にかかわらず請求項または明細書の補正、であってはならない。審判委員会は審判を行ったのちに決定をし、かつ出願人に通知する。

特許審判委員会がした決定について不服があるとき、出願人は通知を受け取った日から3ヵ月以内に人民法院（裁判所）へ訴えを提起することができる。旧法では、審判委員会の決定に不服があるときは発明専利の場合のみ人民法院への提訴を認めていた（旧法 § 43, 49）が、2000年の法改正により実用新型専利についても人民法院への提訴が認められるようになった（北京第一中級人民法院への提訴、さらに不服の場合は北京高級人民法院に上訴できる）。この人民法院の決定が最終決定となる（新法 § 41）。

## 1.7 専利法の改正動向

冒頭で述べたように、中国専利法の第三次改正法案が2009年10月1日から施行される予定である。また、今回の改正に伴って、専利法実施細則も、名称を専利法実施条例と改められ、改正される予定である。すでに述べたところもあるので一部重複するが、主な改正内容は以下のようなものである。

①法律、行政法規の規定に違反して遺伝資源を取得または利用し、かつ当該遺伝資源に依存して完成された発明創造に対しては、専利権を付与しないこととされる（§ 5）。

②同一の出願人が同一の発明創造について同日に発明専利と実用新型専利の出願をした場合、先に取得した実用新型専利権を放棄することにより発明専利権を取得できることが法文に明記される（§ 9）。

③外国人への専利出願権または発明専利権の譲渡に関する規制が緩和される。従来の「國務院の関係主管



部門の承認を得なければならない」という文言が、「関連の法律および行政法規の規定にしたがい」（§ 10）に変更されるようである。関連の法律には技術輸出入管理条例がある。

④ 専利出願権または発明専利権が共有にかかる場合において、権利行使などに関する約定がないときは、共有者の一人は他の共有者の同意を得ずに単独でその発明を実施できる。また、共有者の一人は単独で第三者に通常実施権を許諾することができるようになる（§ 15）。この通常実施権の許諾については日本と異なるので注意が必要である。その場合、受け取ったライセンス料は共有者間で分配されることとなる。

⑤ 現行法では、外国人が出願する場合、国务院の指定する代理機関に委任をしなければならない（§ 19）。しかし、第三次改正により上記指定制度が廃止され、中国に住所を有しない外国の企業などは国务院の指定する以外の代理機関に委任できるようになる。

⑥ 中国で完成された発明などを外国に出願するには先に中国で出願しなければならないという規定が変更され、出願人は中国以外の国で先に申請することができるようになる（§ 20）。しかし、そのためには出願人は事前に秘密保持審査を受けなければならない。この規定に違反した場合、中国で権利を取得することはできなくなる（§ 20）。秘密保持審査の中身については不明な点もあるので、中国国内に研究拠点を有する企業などは特に注意が必要であろう。

⑦ 新規性は公知公用について世界主義がとられる。また、抵触出願の主体が「他人の」から「いかなる機関、組織または個人」にまで拡大される。

⑧ 強制実施許諾が拡大される。発明専利権者が正当な理由なく一定期間専利を実施していない場合などに強制実施許諾が認められることになる（§ 48）。これはわが国特許法の不実施による裁定通常実施権（§ 83）に相当するものと考えられる。また、専利権者が専利権を行使する行為が、法により独占行為であると認定された場合、強制実施許諾が認められるようである（§ 48）。さらに、専利権にかかわる薬品を、公共の健康の目的のために国際条約に規定される国や地域に輸出するような場合にも強制実施許諾が認められるようである（§ 50）。

⑨ 中国の専利権にかかわる専利製品などが専利権者などにより中国以外の国で販売された後、中国の国内に輸入された場合、このような専利製品などの並行輸

入は中国の専利法上、権利侵害とならないことが明記される予定である（§ 69）。

その他、専利権侵害訴訟における規定が追加されるようである。たとえば侵害訴訟における公知技術の抗弁が明文化され（§ 62）、人民法院への訴訟前における差止めの申立てや証拠保全の申立てが可能となり（§ 66, § 67）、専利権侵害の賠償額の引上げが行われる（§ 65）見込みである。

## 2. 香港

次に中国出願と関わりのある香港の特許制度に触れる。香港特許制度には、標準特許と短期特許がある。いずれの特許付与の場合であっても、方式審査のみが行われ、発明の特許要件および明細書の記載要件などに関する実体審査は行われない。

標準特許は「指定特許庁」<sup>(1)</sup> に対して特許出願を行い、指定特許庁での公開後6ヵ月以内に指定特許庁において公開された旨を香港の知的財産部特許登録局へ記録してもらうための請求をする。指定特許庁に対する特許出願が特許付与された後、標準特許の登録を香港の知的財産部特許登録局へ請求することで標準特許はそのまま無審査で登録される。つまり、香港の標準特許出願は他国で指定された特許出願のうちの一つに基づいて提出される。したがって、保護範囲は当該指定特許のクレームに基づいている。

特許付与の公告の日から効力を生じ、その存続期間は指定特許出願の日から起算して20年である。

一方、短期特許は指定特許庁に対する出願を前提とせず、香港のみで有効なローカルな特許である。簡便な特許なので、独立クレームは1項に限定される。対応出願<sup>(2)</sup>のサーチレポートとともに香港の知的財産部特許登録局へ出願したのちに、登録局は方式のみの審査を行って短期特許を許可する。短期特許は香港における特許付与の日から効力を生じ、その存続期間は出願の日から起算して8年である。

標準特許および短期特許ともに実体審査が行われず、審査官は、新規性、非自明性（創作性）などについて審査しないため、これらの論点は香港裁判所によって処理される。

<sup>(1)</sup> 指定特許庁は現在のところ、中国特許庁、イギリス特許庁およびヨーロッパ特許庁（全指定となり自動的にイギリスを含むことになったため）がある。

<sup>(2)</sup> 対応出願とは中国特許庁、イギリス特許庁およびヨーロッパ特許庁に対する出願である。

最近の香港の特許審査の傾向に関して、特許法や登録実務にかかわる改正は現在のところ予定がないようである。

### 3. 韓国

韓国の特許制度は、日本と非常に類似していたが、近年の制度改正により日本の制度とは異なってきている。以下、韓国の制度についての概略を述べる。

#### 3.1 特許の種類

韓国では、発明特許、植物特許、実用新案 (Utility Model) の3種類があり、特許要件は、新規性、進歩性、産業上の利用性等他の国とほぼ同様である。実用新案制度は、以前は日本と同様に方式審査と基礎的要件のみ判断する、いわゆる無審査登録主義であったが、2006年10月より審査制度が復活した。実用新案の場合、審査請求の期限は出願日から3年であり、特許の場合は、出願日から5年である。

#### 3.2 審査について

韓国では審査が行なわれると、他国と同様拒絶理由通知がなされる。韓国では以前は拒絶理由通知の回数は、とくに制限されていなかったが、米国のように Final Office Action の制度が導入され、拒絶理由の通知回数が原則として2回 (最初と最後) に制限されるようになった。

##### (1) 韓国における補正

改正前における韓国での補正は、日本とほぼ同様であったが、改正により日本とは異なることになる。なお、改正法の施行日は2009年7月1日であり、施行後補正を行なう件から適用される。

現在 (改正前) の補正は、①願書に最初に添付した明細書などに記載された事項の範囲内でしなければならず、新規事項の追加は認められない。②最後の拒絶理由通知時には、さらに (i) 特許請求の範囲の減縮 (ii) 明白な誤記の訂正 (iii) 不明瞭な記載の釈明に限られる。また、補正は、特許請求の範囲を実質的に変更してはならず (実質的変更禁止要件)、補正後の特許請求の範囲に記載された事項が特許出願の時に特許を受けることができるものでなければならない (独立特許要件)。

改正後は、①特許請求の範囲を減縮する補正は全面的に許容され、外的付加も許容される。②最後の拒絶理由通知時の補正の際の、特許請求の範囲の実質的変更禁止要件が削除された。

なお、補正について、韓国では日本の誤訳訂正に対応する制度が存在せず、誤訳の補正が新規事項の追加に該当するおそれがあるので、注意が必要である。

##### (2) その他の改正

##### ・審査前置制度の廃止および再審査請求制度の導入 (施行日 2009年7月1日)

適用対象は、施行日以後の出願から適用される。再審査制度の内容は、拒絶決定後拒絶決定不服審判の請求の前に、請求範囲の補正 (削除、減縮を含む) と同時に再審査を請求することができるようになる。この場合、たとえば登録可能な請求項だけを分割出願し、残りの請求項のみで再審査請求をすることも可能であり、補正が不要な場合は直ちに拒絶決定不服審判の請求が可能となる。再審査請求がされると、既存の拒絶決定が撤回され、再審査して再拒絶または登録決定の判断がなされることとなる。再審査により再拒絶された件については、再び再審査請求は不可能で、拒絶決定不服審判の請求だけが可能であり、再審査は1回のみ可能である。

なお、再審査請求に伴う補正の範囲は、最後の拒絶理由通知時の補正と同様である。再審査請求は、拒絶決定謄本の送達後30日以内であれば可能である。

これにより、審判請求をせずとも再審査請求により、登録可能な請求項のみの登録が可能となり、審判対象の明確化で審判の効率性を高めることが期待されている。

##### 3.3 新規性、進歩性、記載要件について

韓国における新規性・進歩性についての法律上の文言は、日本と大差がないため、判決をいくつか紹介する。

##### ・新規性、進歩性についての韓国の判例

(1) 発明の新規性や進歩性は、特許出願された具体的な発明によって個別に判断されるものであり、他の発明の審査例に拘らず、さらに、法制と慣習を異にする他国の審査例は、考慮の対象になり得ないものであるため、これに対する原告の主張はそれ自体で理由がない (特許法院 1999.3.4. 宣告 98 ホ 8991 判決)。

(2) 特許法第29条第2項の規定は、特許出願された発明が先行の公知技術から容易に導き出され得る創作であるときは、進歩性に欠けたものとみなして、特許を受けることができないようにしようとする趣旨であるところ、出願された技術に公知の先行技術から予測される効果以上のより良い新たな作用効果があるも

のと認められ、出願された技術が先行技術より顕著に向上・進歩したものと判断されるときは、技術の進歩発展を図る特許制度の目的に照らして当業者が容易に発明することができないものであり、進歩性があるものとみなすべきである（大法院 1997.9.26. 宣告 96 フ 825 判決）。

(3) 2つ以上の化合物を所定の割合で配合して製造した染料組成物の進歩性は、その組成物自体の作用効果の有無によって判断されるべきであり、たとえ組成物を構成する個々の成分が公知の範疇に属する化合物であるとしても、これを所定の割合で配合した結果、従前に予測することができない作用効果が創出されたとしたら、これは進歩性があるものである（大法院 1994.4.15. 宣告 90 フ 1567 判決）。

(4) 出願発明の製造原料や製造工程が、公知になった引用発明のそれと一部類似するか、同一の点があるとしても、出願発明がその製造原料の構成比や工程上の添加物において引用発明と異なり、またそれにより経済性と完成品の品質が引用発明より顕著に向上進歩された場合は、進歩性があると言える（大法院 1992.5.12. 宣告 91 フ 1298 判決）。

(5) 特許発明が公知公用の既存技術を収集総合し、これを改良してなる場合において、これを総合するのに格別な困難性があるか、これによる作用効果が公知の先行技術から予測される効果以上の新たな相乗効果があると認められ、当業者が先行技術により容易に発明をすることができないとみなされる場合、又は新たな技術的方法を追加する場合でなければ、その発明の進歩性は認められない（大法院 1997.5.30. 宣告 96 フ 221 判決）。

(6) 請求範囲の前提部と特徴部を「～において」の前後に分けて記載するいわゆるジエプソソタイプの請求項について、前提部の構成要素と特徴部の構成要素を有機的に一体物としてとらえて新規性や進歩性を判断しなければならないのは「All Element Rule」に照らしても当然であり、特許法院が「特徴部に記載された発明の構成だけを先行技術と比べなければならない」という原告の主張を排斥した（特許法院 2007.10.5. 宣告 2007 フ 2469 判決）。

(7) 当該特許発明と利用される技術分野が異なる引用発明は、当該特許発明の進歩性を否定する先行技術として使用することが難しいことが多いとしても、問題になった引用発明の技術的構成が汎用的で当業者が

特許発明の課題を解決するために特別に困難なく利用・応用することができる構成ならば、これを当該特許発明の進歩性を否定する先行技術とすることができ（大法院 2008.7.10. 宣告 2006 フ 2059 判決）。

#### ・記載要件についての韓国の判例

##### (i) (明確性要件)

請求項には明確な記載だけが許容され、発明の構成を不明瞭に表現する用語は原則的に許容されず、さらに特許請求範囲の解釈は明細書を参酌して行われることに鑑みて、特許請求範囲には発明の詳細な説明で定義している用語の定義と異なる意味で用語を用いている等、結果的に請求範囲を不明瞭にさせることは許容されない（大法院 2006.11.24. 宣告 2003 フ 2072 判決）。

##### (ii) (サポート要件)

その意味は、請求項は特許出願当時の技術水準を基準にしてその発明に対する技術分野で通常の知識を有する者の立場から見ると、その特許請求範囲と発明の詳細な説明の各内容が一致し、その明細書だけで特許請求範囲に属する技術構成やその結合および作用効果を一目瞭然に理解できなければならないというものである（大法院 2006.11.24. 宣告 2003 フ 2072 判決）。

(iii) 医薬の用途発明においては、特定物質が有している医薬の用途が発明の構成要件に該当するため、発明の特許請求範囲には特定物質の医薬用途を対象疾病または薬効で明確に記載しなければならない（大法院 2004.12.23. 宣告 2003 フ 1550 判決参照）。

(iv) “薬効”とは、疾病を診断、治療、軽減、処置および予防する効果を言い、ここで“疾病”とは単に非正常な生理的状态全てを意味するのではなく、この技術分野、すなわち医薬分野で診断、治療等の対象である疾病として認められるものでなければならないため、対象疾病または薬効で明確に記載されたとするならば、

- ① 公知にされた個別的、具体的な疾病名で特定して記載されていたり、
- ② その疾病を一つにまとめることができる公知にされた包括的な概念（例えば解熱剤）程度で記載されていたり、
- ③ 活性メカニズムと対象疾病の相関関係が公知にされている場合は活性メカニズムによる機能的な表現で記載されていたり、
- ④ 出願前に公知にされていない疾病または関連疾病群の場合は対象疾病が確立できるように明細書に

それに関する具体的な病理学的定義、診断方法、病理メカニズムおよび薬理メカニズム等が記載されていなければならない（特許法院 2006.10.11. 宣告 2005 ホ 7545 判決）。

(v) 特許請求範囲の記載だけで権利範囲が明確になる場合は、特許請求範囲の記載自体だけを基にしなければならず、発明の詳細な説明や図面等の他の記載に依って特許請求範囲を制限解釈することは許容されていない（大法院 2006.10.13. 宣告 2004 フ 776 判決）。

(vi) 化学分野の経験則上、化学理論および常識では当然誘導されるものと思われる化学反応が実際には予想外の反応に進行する場合が多いため、化学物質の存在が確認されるためには、その化学物質の合成のために明細書に開示された化学反応が当業者であれば誰でも首肯できる程度に明確でない限り、単にその化学構造が明細書に記載されていることでは役不足であり、出願当時の明細書に当業者が容易に再現して実施（製造）できる程度に具体的な製造方法が必須的に記載されていなければならない（特許法院 2006.8.3. 宣告 2005 ホ 5693 判決）。

以上、新規性・進歩性および記載要件について韓国の判例をいくつかあげたが、結論としては日本と大差がないように見えるが、実務上は日本の方が審査は圧倒的に厳しいように思う。事実、韓国の特許査定率は 2006 年で 74.5%、日本は同年で 48.5% である（日本特許庁 HP 特許行政年次報告書 2008 年版より）。

つぎに、韓国の弁理士に、アメリカにおける KSR 事件 (82 USPQ2d 1385), Takeda 事件 (Takeda v. Alphapharm, 2007.6.28 CAFC Docket No.06-1329), Pfizer 事件 (Pfizer v. Apotex, Inc., 488 F.3d 1377 (Fed. Cir.2007)), 日本における魚介類処理装置事件 (平成 17 年 (行ケ) 第 10016 号), 生海苔の異物分離除去装置事件 (平成 16 年 (行ケ) 第 214 号)) について、韓国でどのように判断されるかを聞いてみた。

### (1) KSR 事件

KSR 事件に類似する判決として、韓国では、KSR 事件判決後に以下のような判決が出されている。

「様々な先行技術文献を引用して特許発明の進歩性を判断するに当たっては、その引用される技術を組み合わせるか、又は結合すれば当該特許発明に至り得るといふ暗示、動機などが先行技術文献に提示されているか、或いはそうでなくても、当該

特許発明の出願当時の技術水準、技術常識、該当技術分野の基本的課題、発展傾向、該当業界の要求などに照らしてみても、その技術分野において通常の知識を有する者が容易にそのような結合に至り得ると認められる場合は、当該特許発明の進歩性は否定されるといえる」（大法院 2007.9.6. 宣告 2005 フ 3284 判決）

したがって、KSR 事件のようなケースでは、韓国では進歩性がないとされる可能性が高いようである。

### (2) Takeda 事件

公知の化合物の置換基を一部変更（メチル基をエチル基に変更し、置換位置をピリジン環の 6 位から 5 位に変更）し、毒性を減少した医薬特許の進歩性が問題となった事例である。

この事件に関連する韓国の審査指針書には、

「公知の有機化合物と化学構造が類似していても、公知の有機化合物から予測できない特有の性質を有する化学物質の発明は進歩性がある」（有機化合物分野の審査基準 6.4112）

「化学構造が類似した公知の有機化合物から予測可能な性質を有する有機化合物であっても、性質の程度が顕著に優れた有機化合物の発明は、進歩性がある」（有機化合物分野の審査基準 6.4113）

と記載されており、韓国において Takeda の特許は、進歩性ありとされる可能性が高いようである。

### (3) Pfizer 事件

FDA より許可される 53 種のアニオン塩が知られているが、引用発明が besylate 塩を直接的には示唆していない状況下で、besylate 塩の優れた特性に重点をおいた amlodipine besylate に関する特許が有効であるか否かが問題となった事案である。米国の地方裁判所では、besylate 塩の発揮する優れた効果に注目して特許の有効性を認めたが、連邦控訴法院では 53 種のアニオン塩を試験し、そのうち優れた特性を有する besylate 塩を用いることは、当業者が試みる事が明らかである (obvious to try) と判断した。

この事件に関連する韓国の審査指針書として、「公知の技術から実験的に最適又は好適なものを選択することは、一般的に当業者の通常の創作能力の発揮に該当し、進歩性が認められない。ただし、選択発明が引用発明に比してより向上した効果を有する場合は、その選択発明は進歩性が認められ得る」（審査指針書第 2 部第 4 章第 2 節 2.2.2）

というものがある。

しかし、韓国では、本事例のような化学、医薬、生命工学の分野の発明の場合、構成の変化による効果の変更を予測することが極めて難しいため、韓国特許実務及び判例では優れた効果がある場合であれば、構成的な差が大きくなくても特許性を認める場合が多くある。

また、本事例の場合は、公知の53種のアニオン塩のうちの besylate 塩が選ばれた場合、韓国の特許実務及び判例においては、選択発明の概念を認め、一定の要件を備えた場合は、公知の上位概念のうちの一部を選択する発明に対しても特許を与えているが、その要件は極めて厳しいところ、第一に、先行発明が選択発明を構成する下位概念を具体的に開示しておらず、第二に、選択発明に含まれる下位概念がいずれも質的又は量的に特別な効果を発揮しなければならないという二つの要件を満たさなければならない。

第一の要件、すなわち先行発明が選択発明を構成する下位概念を具体的に開示していないという要件に関し、先行技術に特に besylate 塩が好まれるという如何なる示唆もない状況であれば、この選択発明の第一の要件が認められ得ると思われる。たとえ当業者が53種の塩を全て実験してからそのうち最も優れたものを選ぶことが自然であるとはいえ、医薬分野の発明の特性上、実際に相当の実験を行わなくてはどの塩がどのような優れた効果を発揮するかは全く予測できないため、53種の塩が定まっているとしても、そのうちの besylate 塩を使用する発明が容易に予測されると断定することは難しい。

したがって、本事件では、アメリカと異なり、進歩性が認められる可能性がある。

#### (4) 魚介類処理装置事件

特許庁では、先行技術の軽く、簡単に持ち運びできる引用考案に大量処理のために必要な吊上げ用の吊金具を採用する動機付けや示唆がないと判断したが、裁判所では、貝類処理が工場で大規模化している現実を鑑みると、ドラムを大型化し機械力を使用することは、当業者にとって自明な設計変更であり、引用考案と甲8が同一の技術分野に属し、類似した作用を有するため、甲8を引用考案と結合して大型のドラムに必須の吊上げ用の吊金具を採用することは、当業者にとって容易であると判断した事例である（知財高裁平成17年6月20日判決（平成17年（行ケ）第10016号参照））。

この事件に関連する韓国の審査指針書の中に、「刊行物に記載された発明に基づいて請求項に記載された発明を容易に導き出すのに不適合な記載があれば、進歩性がある。しかし、請求項に記載された発明を容易に導き出すのに不適合な記載があったとしても、技術分野の関連性と機能の共通性など他の観点からみて発明をなすことができる動機がある場合は、引用発明として用いることができる」（審査指針書第2部第4章第3節1.（1））。

「進歩性の判断時には、2以上の文献（周知・慣用技術を含む）を互いに組み合わせる判断ができるが、その組み合わせは、当該発明の出願時に当業者が容易に組み合わせ得る場合に限る」（審査指針書第2部第4章第3節1.（2））

というものがあり、本件についても韓国では、進歩性なしと判断される可能性が高く、優れた効果がなければ厳しいようである。

#### (5) 生海苔の異物分離除去装置事件

特許庁では、パルプと生海苔の形状の相違点（パルプは線状又は紐状であるのに対し、生海苔は薄膜状又はフィルム状である）により、パルプの異物分離除去装置においてその対象を生海苔に置換することは、当業者が容易に導き出せないものと判断したが、裁判所では、パルプと生海苔の共通点（両者とも狭い隙間を通過し得る）に注目し、パルプの異物分離除去装置を生海苔に対して使用することが、当業者が容易に導き出せることであると判断した事例（東京高裁平成17年2月28日判決（平成16年（行ケ）第214号参照））である。

これに関連する審査指針書として、「請求項に記載の発明と異なる分野の先行技術を引用発明として引用する場合は、両技術分野の関連性、課題解決の同一性、機能の同一性など、引用の妥当性を十分検討しなければならない」（審査指針書第2部第4章第3節1.（3））というものがあり、判決としては、

「『その発明の属する技術分野』とは、原則的に当該特許発明が用いられる産業分野を指すことから、当該特許発明が用いられる産業分野が比較対象発明のそれと異なる場合は、比較対象発明を当該特許発明の進歩性を否定する先行技術として用い難いとはいえ、問題となった比較対象発明の技術的構成が特定の産業分野にのみ適用され得る構成ではなく、当該特許発明の産業分野において通常の技術を有する者が、特許発明の

直面した技術的問題を解決するために特別な困難性なく利用できる構成であれば、これを当該特許発明の進歩性を否定する先行技術とすることができる」(大法院 2008.7.10. 宣告 2006 フ 2059 判決)

というものがあり、韓国では進歩性なしと判断される可能性が高い。

#### 4. 中華民国(台湾)

中華民国(以下、台湾とする)の特許制度では、相互主義、審査主義、出願公開制度、審査請求制度、再審査制度、訴願制度などを採用しており、特許の種類は、発明専利(特許)、利用発明の改良専利(改良特許)、新型専利(実用新案登録: Utility Model Patent)、新式様専利(意匠特許)の4種類ある。

また、最近では特許審査に関するプラクティスの変更により、特許出願の早期審査が実行されるようになった。以下、台湾の制度についての概略を述べる。

##### 4.1 特許要件

台湾においても、他国と同様、新規性、進歩性、産業上の利用性等が要件となる。

なお、出願人適格として、台湾はパリ条約に未加入であるため、外国人が出願人である場合は、「台湾と相互保護条約、協定を有する国の国民あるいは台湾国民の出願を受理する国の国民」でなければ出願できないとしている。日本国の国民は、出願が可能である。

##### 4.2 審査について

###### (1) 審査の流れ

台湾では、方式審査ののちに実体審査がなされる。審査(初審)の結果、特許すべきものと認められた出願については特許すべき旨が記載された査定書が出願人に送付され、クレームおよび図面が専利公報(特許公報)に掲載される。

一方、拒絶すべきものと認められたものは、その理由を記した査定書(拒絶査定謄本)が出願人に送達される。出願人が拒絶査定を不服とする場合、再審査を請求できる。

再審査は、拒絶査定を不服とする出願人が査定謄本の送達の日から翌日から60日以内に再審査請求書を提出することにより行われる。再審査請求の理由書および補正書は、再審査の請求日から4ヵ月以内に補充することができる(さらに2ヵ月の期間延長も可能)。再審査の審査はもとの審査に関与したことのない審査官によって行われる。

再審査において拒絶査定を受けた出願人または無効審判において不利な決定を受けた当事者は、再審査査定書送達の日から翌日から30日以内に訴願法にもとづいて訴願を経済部に提起することができる。なお、訴願請求の理由書は訴願の受理通知書の受領日から20日以内に補充することができるが、明細書を補充することはできない。理由書が提出されると、まず特許庁が訴願理由にもとづいて再審査査定を再検討する。その結果、査定を維持する場合は、経済部に転送され、そこで初めて経済部による訴願の審理が行われる。

訴願の成功率を高めるためには、審理方式は口頭審理を採用するように経済部に請求する、または特許庁と口頭で弁論できるように、口頭弁論を開くように経済部に請求する、またはその他特許庁などのファイルの閲覧を請求し、経済部に対し必要な調査を行うように請求するなどのような手続を積極的にとることが望ましい。

訴願の決定に不服がある場合は、さらに行政訴訟法にもとづいて、行政訴訟を行政法院に提起して行政的救済を求めることができるが、成功率は非常に低い。

###### (2) 審査官との面接について

審査意見通知書に対する意見書、補正書を智慧財産庁に提出し、それと同時に審査官との面接を書面で請求する。すなわち、意見書を提出しない限りは、面接を請求することはできない。

面接においては、主として当該出願発明について技術的内容を審査官に説明し、内容を理解してもらうとともに、すでに提出した意見書、補正書について審査官と意見交換をすることができる。したがって、提出された意見書や補正書が不十分であると審査官が考えるときなどには、さらなる意見書や補正書の提出方針について感触をうることもでき、特許査定される可能性が一層高まる。

また、手続的には面接後、さらに1回意見・補正の機会が与えられるというメリットもある。

###### (3) 実用新案制度について

2003年1月3日改正法(2004年7月1日施行)により、実用新案登録出願に関しては、方式審査(non-substantive examination)のみが行われるようになった。従来は、発明特許同様、方式審査と実体審査が行われていた。実用新案登録出願についても複数の独立項を設けることができ、再審査の査定の前であれば分割出願をすることもできる。実用新案権の存続期間は、出

願日から起算して10年である。

#### (4) 早期審査について

台湾の知恵財産庁は発明特許出願の審査待機期間を短縮するため、外国特許庁が登録査定とした審査結果を参酌し、出願人が申請する「発明特許早期審査(特許出願の加速審査)」の手續を開始し、2009年1月1日から申請を受理している。この発明特許早期審査(特許出願の加速審査)を請求するための要件として、台湾特許出願が知恵財産庁より実体審査または再審査をまもなく実行する通知を受け取った後、その対応外国出願がすでに実体審査を経て登録されているとの要件を満たす必要があるようである。対応外国出願とは、台湾特許出願の優先権基礎出願と同一のファミリーを指す。1年間を試行期間とし、その状況により、継続するか否かが決定されるようである。

なお、早期審査にかかる時間については実施したばかりであるため平均審査時間に関する具体的な情報は現在のところはないが、原則として6ヵ月以内に審査結果通知を発行すると設定しているようである。

現在台湾では、特許審査ハイウェイ(Patent Prosecution Highway, PPH)を他国との2国間で締結する計画はないようであるが、急速に増加する発明特許出願の審査を加速するため、台湾からみて日本などの外国の特許審査ハイウェイ制度の精神を手續に採り入れ、より迅速に審査意見を発行できるようにするようである。

#### (5) 台湾の進歩性判断について

台湾の弁理士によると、台湾の進歩性判断基準は主に米国のグラハムの事実的判断(The Graham Factual Inquires)に基づいているようである。台湾の審査基準によると、進歩性判断は以下の手順により行う。

ステップ1:クレームの範囲を確定する。

ステップ2:関連の先行技術に開示された内容を確定する。

ステップ3:当業者の技術水準を確定する。

ステップ4:かかる発明と、先行技術の相違を確認する。

ステップ5:当業者が先行文献の技術内容と、出願当時の通常知識とを参酌して、かかる発明の全体を容易になし得るかどうかを判断する。

台湾の進歩性の判断は米国を意識した内容となっている。以下、台湾の判決を一例あげる。

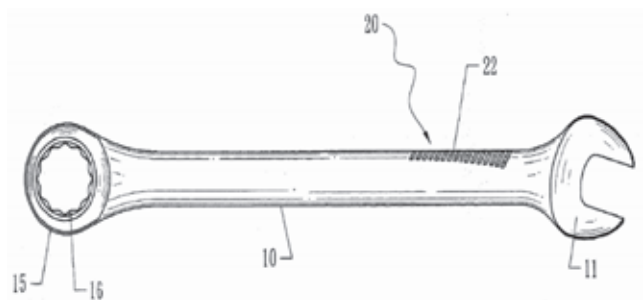
#### ①概要

本件(名称:片方動作型ギアレッチ構造)は、2001年10月23日に出願し、登録されて、公告期間で異議が申立てられて、異議成立(2005.9.28)することによって専利を受けることができないと判断された。権利者が不服のため、訴願を提起し、また訴願が却下される決定を受け、行政訴訟を提起した。訴訟の結果は、原処分及び訴願決定審決が取り消され、登録が認められた。

本願発明(台湾実願第90218224号)の主な技術特徴は次の通りである。

使用者がギアレッチを握ると、ギアレッチが作動するときの正確な回転方向を知ることができ、「即時」にその操作方式を把握できるギアレッチであり、前記効果を達成するために、握部10に、締める方向または緩める方向のどちらか一回転方向を示す標記部20が設けられている。

すなわち、レンチの握る部分の片側に識別可能な目印や、触覚により認識できる凹凸を設けて、回転方向を識別できるというものである(下図参照)。



#### ②知恵財産庁の判断

単なる平滑でない凹凸の設計によって、「触覚識別」との効果を達成するとの技術原理は、盲人が利用している点字設計と同じであり、容易に思いつくと判断された。

#### ③裁判所の判断

本件の「触覚識別」の効果を達成する技術原理は、盲人の点字設計に見られる原理であるが、それぞれ関連のない技術分野に属し、知恵財産庁の判断は、審査基準に記載されている「二つの技術がそれぞれ関連のない技術分野に属す場合、それらの技術内容を結合することは、容易に思い付くものではない」の規定に違反するとして容易ではないと判断された。

## 5. インド

インドにはデリー、コルカタ、ムンバイ（ボンベイ）、チェンナイ（マドラス）の4カ所に特許庁が存在し、特許に関しては、一応コルカタが本庁、他が支庁という組織上の構成であるが、それぞれの特許庁が独自に出願を受理し、審査を行なうことになっている。各特許庁による審査に不均衡が生じないように、統一された審査基準にもとづいて審査がなされ、また審査官も同一の研修を受けることとされており、審査の均一化が担保されている。審査主義を採用しており、他国と同様、新規性、進歩性、産業上の利用性が要件となる。以下、インドの制度についての概略を述べる。

### ・審査について

インドでは審査請求を受理したのち遅滞なく特許庁長官は出願書類を審査官に回付して、方式要件への適合の有無および特許性の有無についての審査の結果に関する報告書を作成させる。出願は所定の期限までにアクセプタンス（許可状態になる）にならなければならない。

アクセプタンスの期限は、最初のオフィスアクションの発行日から12ヵ月である（従来は18ヵ月であったが、アクセプタンスの期限は6ヵ月短縮された）。期限の満了前に期間延長を申請すれば期限を3ヵ月延長することができる。

なお、オフィスアクションに対し出願人は完全明細書の補正をすることができるが、これには厳しい制限がある。すなわち、明細書の補正は原則として減縮する方向でのみ認められ、とりわけクレームの補正については補正後のクレームが補正前のクレームの範囲内に完全に含まれる場合でなければ、クレームを補正することはできない。したがって、出願当初の明細書に記載されていた事項であっても、補正によりクレームアップすることは許されないとのことなので留意する必要がある。なお、拒絶処分に対しては、3ヵ月以内に高等裁判所に抗告することができる。

また、インドの特許法には日本にはない制度や手続きがある。以下にその中の主な例の概略を簡潔に述べる。

### (1) 出願の postdating

特許出願は、出願人の請求により、料金の支払いとともに出願日から最大6ヵ月の期間まで post date（繰り延べ）してもらうことができる。この規定は出願がすでに放棄されたものとみなされたときは適用さ

れない。もし、出願または明細書または図面が法または規則の要求にしたがって補正され、特許庁長官（Controller）が postdating の必要性を認めれば、出願または明細書もしくはそれらに関する他の書類が、要件に適合するようになった日または要件に適合する再出願がされた日に出願されたものとみなすように特許庁長官は指令をすることができる。

ただし、パリ条約上の出願は優先日から12ヵ月を超える日付までは post date することはできない。

### (2) 仮明細書制度

明細書は、仮明細書（クレームなしで発明の性質のみを記載したもの）または完全明細書のいずれでもよい。ただし、優先権主張出願には仮明細書の提出は許されない。仮明細書を提出した非条約出願については、12ヵ月以内（従来は申請により3ヵ月の延長が認められていたが、2005年改正法により、延長は認められなくなった）に完全明細書を提出しなければならない。完全明細書の提出がない場合は、その出願は放棄したものとみなされる。完全明細書には、発明の十分な説明の次に1個または数個のクレームを記載する。

### (3) 発明者宣誓書

出願人により署名されたものであり、仮明細書の提出後に完全明細書を提出する場合、または優先権を主張して出願する場合に、同時にまたは出願日から3ヵ月以内に提出しなければならない。発明者宣誓書は遅くともアクセプタンスの期限（最初のオフィスアクションの発行日から6ヵ月）までに提出することができるようである。

### (4) 対応する外国出願に関する情報

出願人が同じ発明をインド以外の国に特許出願している場合、出願人はそれらの特許出願の、出願国、出願番号、出願日、出願後の状況〔係属中か、特許されたか（そのときは特許番号も）、拒絶されたかなど〕および譲渡の有無などの情報を、出願日から3ヵ月以内に提出する必要がある。この期限は申請によりアクセプタンスの期限まで延長することができるようである。なお、この義務はアクセプタンスの期限まで継続している。これに従わないか、または不正な情報を提出した場合は異議理由、無効理由となる。

また、対応する外国出願が、EPO 出願、OAPI 出願、PCT 出願などである場合はその指定国（選択国）についても同様に状況を通知しなければならない。



## 6. その他のアジアの国

その他のアジア諸国（マレーシア、シンガポール、インドネシア、フィリピン、ベトナム、タイ）の特許制度、審査の動向について、簡単に触れておく。ここに記載した事項以外に、今後わかったことがあれば、次の機会をみて説明をしたい。

### 6.1 マレーシア

マレーシアでは、先願主義、審査主義、審査請求制度が採用されている。特許の種類として実用新案（Utility Innovation）があるが、わが国の実用新案とは異なり、実用性があれば方法、物質、微生物なども保護対象としている。

審査請求は、出願日から2年以内に行なわなければならない。出願人は、〈サブスタンティブ・イグザミネーション〉（Substantive Examination 以下、SE という。）および〈モディファイド・サブスタンティブ・イグザミネーション〉（Modified Substantive Examination 以下、MSE という。）の2種類のうちいずれかを選択して審査を請求しなければならない。

SE は、方式要件や実体的な特許要件が審査され、全ての審査工程を経る。

一方、MSE は簡単な審査工程で、対応するヨーロッパ、アメリカ、イギリス、オーストラリア、日本または韓国の特許と本質的に同一な場合、特許が付与される。

SE を請求するにあたっては、対応するオーストラリア、イギリス、アメリカ、欧州特許出願または PCT 出願がある場合には出願人はそれらについての審査および調査の結果に関する情報を提出することができる。

MSE を請求するにあたっては、アメリカ、イギリス、オーストラリア、日本、韓国または EPO によって付与された対応外国特許出願の認証謄本を提出しなければならない。また、出願人は明細書、クレームまたは図面をその対応する外国特許の内容に実質的に一致させるために補正をしなければならない。すなわち、これらの機関のいずれかにおいて許可されたクレームに一致させることを条件として、マレーシア特許出願が許可されることになる。

なお、マレーシアにおける進歩性判断の基準は、基本的には旧宗主国イギリスと同様とのことである。

また、マレーシアは、2006年5月16日に PCT 条約に加盟し、2006年8月16日から PCT に拘束され

ており、上記 SE または MSE の請求は、国際出願日から4年以内に行なわなければならない。

### 6.2 シンガポール

シンガポールでは、現在、実体審査が行なわれているものの、シンガポールの特許商標登録局は新法が制定されるまでイギリス特許を審査することなくそのまま登録するだけであったので、審査を行う能力が充分ではない。したがって、新法では対応出願に関する国際予備審査機関や他国の特許局による調査または審査結果を利用した審査制度が採用されており、実際の審査はオーストラリア特許庁、オーストラリア特許庁およびデンマーク特許庁に委託されているようである（侵害訴訟や無効訴訟は、シンガポールの裁判所で行なわれる）。

シンガポールの特許制度では、サーチ請求制度、審査請求制度および出願公開制度が採用されており、アクセプタンス（Acceptance）の期限が定められている。アクセプタンスの期限は、優先日から54ヶ月（4年半）であり、注意が必要である。

2004年7月1日以降の出願については、審査手続において「Fast Track」と「Slow Track」と呼ばれる2種の手続が存在する。

「Fast Track」とは、審査手続が短期で出願人が早期に特許の保護を受けることができる手続である。

一方、「Slow Track」とは出願人に手続期間が長く与えられ特許化を急ぐ必要がないときに利用されるようである。

「Fast Track」の手続において、出願人はつぎのいずれかのルートを選択する。

- ・優先日から13ヶ月以内に調査請求をし、かつ21ヶ月以内に審査請求をするか、
- ・優先日から21ヶ月以内に調査請求および審査請求の両方をする、
- ・優先日から21ヶ月以内に対応外国出願におけるサーチレポートを提出し、その結果にもとづく審査を請求する（当該シンガポール出願が PCT 出願を経由している場合もしくは対応 PCT 出願が存在する場合は国際調査報告を提出し、審査請求をすることが可能）、または
- ・優先日から42ヶ月以内に、対応外国出願の最終の審査結果を提出して、それと同一内容のシンガポール特許をうる。（なお、前記対応外国出願はアメリカ出願、カナダ出願、ヨーロッパ特許出願、

オーストラリア出願、ニュージーランド出願および日本出願のみに限定されている。また、PCT出願を経由したシンガポール出願については「国際調査報告の特許性に関する見解書」を提出すればもはや審査請求をする必要がなくなる。）

「Slow Track」手続の場合は前記「Fast Track」手続と同様の手続をとらなければならないが、「Fast Track」手続におけるそれぞれの手続期間が18ヵ月ずつ付加されることになる。

サーチ請求がなされると、審査官は関連性のある先行技術をサーチし、調査報告書を作成する。ついで、作成された調査報告書または提出された調査報告書で引用されている先行技術を考慮し、新規性、進歩性、産業上の利用性および明細書・クレームの記載要件を満たしているかどうか、不特許事由に該当していないかどうかについて審査され、審査報告書が作成される。要件を満たしていない出願については出願人に拒絶理由通知書が少なくとも1回送付され、意見書または補正書を提出する機会が与えられる。

### 6.3 インドネシア

インドネシアには、①特許と②簡易特許 (simple patent) の制度があり、それぞれ、新規性、進歩性、産業上の利用性が要求される。

インドネシアでは、優先権を主張した特許出願の場合には、インドネシア特許庁は基礎出願について出願人に対して審査状況の報告を要求することができる。具体的には審査結果に関する書類、付与された特許または基礎出願を拒絶する決定の写し、および当該特許が取り消されたり無効にされている場合には、取消または無効の決定の写しおよび当該発明の新規性および特許性についての判断を容易にさせるその他の書類を提出しなければならない。これらの書類を提出しなければ、出願は拒絶されるおそれがある。

### 6.4 フィリピン

フィリピンでは、新規性、進歩性、産業上の利用可能性が特許要件となる。なお、フィリピンは、アメリカ特許制度にならい、長年先発主義を採用していたが、新法 (1998年施行) により先願主義に変更された。

また、フィリピンには実用新案 (Utility Model) も保護対象としており、新規性があり、かつ産業上の利用可能性がある場合に保護される。

実体審査においては、新規性などの特許要件に適合するか否かについて審査される。実体審査請求は公開

日から6ヵ月以内に請求しなければならない、請求がなかった場合、当該出願は取下げたものとされるので、注意が必要である。

また、フィリピンでは、出願人は、長官の求めに応じて、同一発明についての外国出願の出願日および出願番号ならびにその外国出願に関する他の資料を提出しなければならない。そのような資料は、(a) 当該外国出願に関して欧州特許庁、日本国特許庁、米国特許商標庁、特許協力条約に基づく他の国際調査機関またはこれに関連する最初の出願がなされた特許機関によって作成された英語による調査報告書の写、(b) 当該調査報告書において言及されている関係書類の写、(c) 対応する出願について与えられた特許証の写、(d) 対応する出願における審査報告書または審査決定の写、および (e) 出願に対する決定に関するその他の書類などである。出願人が定められた期間内に特許庁長官の要求に応じない場合、当該出願は取り下げられたものとみなされるので、この点についても注意を要する。

### 6.5 ベトナム

ベトナムでは、特許と実用考案 (Utility Solution) が并存しており、ともに実体審査がなされる。ベトナムの特許制度においては審査請求制度や出願公開制度が採用されており、方式審査、実体審査を経て特許査定を受ける。ベトナムの特許制度では出願が特許付与される期間は32ヵ月であるが、実際には出願の滞貨のため長期化されている。

方式審査により適法であるとされた特許出願は出願日 (優先権主張をしている場合は優先日) から19ヵ月後に公開される。PCT移行の場合は、出願が適法なものとして受理された日から2ヵ月以内に公開される。出願公開から1ヵ月後であれば、何人も審査請求をすることができるが、出願日 (優先日) から42ヵ月以内にしなければならない。審査請求がなされなかった場合は、その出願は出願無効とされる。特許要件としては、他国と同様、新規性、進歩性、産業上の利用可能性等が課せられる。

なお、ベトナムにおける実用考案 (Utility Solution) は、方法も保護対象に含まれ、日本の実用新案 (Utility Model) とはやや異なった性格を有している。

### 6.6 タイ

タイの特許制度においては、審査主義、出願公開制度、異議の申立制度が採用されている。なお、タイで

は、とりあえず日本語明細書でタイ出願日を確保できる。ただし、その場合は、出願日から90日以内にタイ語翻訳文を提出する必要がある。

また、1999年の法改正によって小特許 (Petty Patent) 制度が導入された。小特許の対象は新規性があり、かつ産業上の利用可能性があれば物の発明、方法の発明ともに保護対象となる。

出願が所定の方式要件を満たし、かつ、不特許事由にも該当しない場合には出願公開される。出願人は60日以内に公開料を納付しなければならず、手数料が正式に納付されない場合その出願は放棄したものとされる。

出願公開がなされると、出願人は出願公開日から5年以内に新規性調査および実体調査についての審査請求をしなければならない。出願公開後、特許異議の申立がなされた場合は特許異議の決定から1年もしくは出願公開日から5年以内のいずれか遅い日までに審査請求をしなければならない。審査請求が期限内になされなかった場合、その出願は放棄されたものとされる。

タイでは、審査に関し、政府機関、部門もしくは組織、または外国のもしくは国際的な特許庁もしくは特許組織に委託することができるものとし (タイ特許法第25条) (日本国特許庁HPより)、特許庁長官は、そのような審査をタイの特許庁の審査官が行ったものとして扱うことができる。

タイ国特許庁では優先審査および早期審査が運用として行なわれている。

#### 〈優先審査〉

特許または意匠登録出願の公開後、第三者が当該特許または意匠登録出願においてクレームされた発明または意匠を出願人の同意なく実施していた場合、タイ国特許庁により当該出願は他の出願に優先して審査される。

#### 〈外国審査結果提出に伴う早期審査〉

特許 (意匠については適用されない) の出願人が外国の審査結果に係る書類を提出した場合、タイ国特許庁において当該出願は他の出願に優先して審査される。

## 7. 出願件数一覧表

表1 2003年度 内国人・外国人別 (件数)

	2003		
	内国人	外国人	合計
中国	56637	48680	105317
韓国	90165	28486	118651
台湾	13049	22774	35823
香港	107	8995	9102
インド	2693	8772	11465
マレーシア	376	4686	5062
シンガポール	626	12971	13597
インドネシア	201	3099	3300
フィリピン	141	433	574
ベトナム	78	1072	1150
タイ	681	4329	5010

表2 2004年度 内国人・外国人別 (件数)

	2004		
	内国人	外国人	合計
中国	65586	64798	130384
韓国	105027	35088	140115
台湾	16747	25172	41919
香港	127	9878	10005
インド	3218	9395	12613
マレーシア	522	4920	5442
シンガポール	509	8076	8585
インドネシア	226	3441	3667
フィリピン	157	413	570
ベトナム	103	1328	1431
タイ	819	4554	5373

表3 2005年度 内国人・外国人別 (件数)

	2005		
	内国人	外国人	合計
中国	93172	80155	173327
韓国	121942	38979	160921
台湾	20093	27748	47841
香港	156	11607	11763
インド	3630	13836	17466
マレーシア	531	5764	6295
シンガポール	435	8170	8605
インドネシア	234	4069	4303
フィリピン	210	410	620
ベトナム	180	1767	1947
タイ	891	5449	6340